

仙台市地域防災計画の修正について

1 これまでの取組と今年度の修正

仙台市地域防災計画については、東日本大震災での課題等を踏まえ、平成 24 年度に地震津波災害対策編の見直し、平成 25 年度には風水害等災害対策編の見直しや原子力災害対策編の策定を行った。

今年度は、土砂災害に係る避難情報の発令に関する事項及び災害対策基本法（以下「災対法」という。）の改正の反映（指定緊急避難場所の指定など）等を行う。

2 主な修正事項

(1) 土砂災害に係る避難情報の発令に関する事項

昨年 8 月の広島市での大規模な土砂災害の発生など、近年の全国的な大雨による土砂災害の増加を踏まえ、気象警報等のほか、宮城県土砂災害警戒情報システムを活用した具体的な基準により、土砂災害の危険性が高まった地域に対して、「避難準備情報」や「避難勧告」を発令することとしたことから、その発令基準や対象地域、避難所の開設方法、要配慮者施設への避難情報等の伝達について明記する。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	項
地震津波	2 公助	3	1 配備計画	(1)警戒配備等 警戒配備等基準	41
風水害	1 自助共助	2	1 風水害時における避難勧告等	避難勧告等の区分及び発令基準	6
	2 公助	3	1 配備計画	(1)警戒配備等 警戒配備等基準	40
		4	2 避難勧告等の実施	(1)避難勧告等の区分及び発令基準 (3)避難勧告等の伝達	46 47
		7	1 災害情報の収集・伝達 土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報の追加（要配慮者施設への伝達）	67

(2) 災対法改正（指定緊急避難場所等の指定）に関する事項

災対法の改正において、災害の種類に応じ切迫した危険から逃れるための緊急の避難場所（指定緊急避難場所）と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所（指定避難所）を明確に区分し、その内容を住民に周知しなければならないとされた（災対法第 49 条の 4 及び第 49 条の 7 関係）。

平成 24 年度の地域防災計画の見直しにおいて、「緊急時に活用する避難所・避難場所」と「当面の避難生活を行う避難所」とを区分していることから、今回、改めて、災対法に基づく要件を踏まえ、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として位置付ける。

<災害種別毎の指定緊急避難場所としての位置付け>

指定緊急避難場所	地震	津波	洪水	土砂	大規模延焼火災
津波避難施設・津波避難場所		○※1			
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在所	○				
広域避難場所					○
地域避難場所	○				
指定避難所（小中高等学校）	○	○※1	○※1	○※2	

※1 予測される浸水高さ以上の施設の空間を位置付けることとする。

※2 土砂災害の発生により危険性がある部分以外の施設の空間を位置付けることとする。

<指定避難所>

現行の指定避難所（小中高等学校等）

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	項
共通編 (第2部災害 予防計画)	1 自助共助	5	1 避難行動を確認する	【参考】避難所の区分	73
	2 公助	1	3 避難所・避難場所の区分	(1)緊急時に活用する避難所・避難場所	94

(3) 大雪対策に関する事項

昨年2月の大雪は、78年振りの大雪となり、市民生活に大きな影響が生じたことから、市の初動体制や除雪・排雪対応、市民への広報などの対策について明確化する。

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	項
風水害	1 自助共助	3	1 風水害時における避難勧告等	避難勧告等の区分及び発令基準	6
		2 公助	2	3 災害警戒本部体制	災害警戒本部設置基準
	2		4 災害対策本部体制	災害対策本部設置基準	32
	3		1 配備計画	(1)警戒配備等 警戒配備等基準 (2)非常配備 非常配備基準	40 42
	4	2 避難勧告等の実施	(1)避難勧告等の区分及び発令基準	46	
風水害 (第2部災害 種別対策)		8	大雪・豪雪対策	・組織・動員 ・情報収集伝達 ・広報 ・道路の除雪 ・救助・救護の実施、応援要請等	250

(4) その他

- 津波注意報発表時の避難所開設の方法を明記
- 情報伝達手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の導入
- 各種対策の進捗状況の反映（応急対策資機材及び備蓄物資の数量更新など）